

建設業者等の皆様へ

入札・契約制度等の改正の概要について

本市の入札・契約制度について、以下の改正を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 低入札対策基準の水準を引き上げます

○ 改正内容

【建設工事】

《低入札価格調査制度》

	【現行】	【改正後】
低入札調査基準価格	市設計における ・直接工事費の95% ・共通仮設費の90% ・現場管理費の90% ・一般管理費の55% を合計した金額 (予定価格(税抜き)の70%~90%の範囲内で定める)	市設計における ・直接工事費の 97% ・共通仮設費の90% ・現場管理費の 95% ・一般管理費の 65% を合計した金額 (予定価格(税抜き)の 75%~95% の範囲内で定める)
契約審査における判定基準	低入札調査対象者の積算内訳について、 市設計における ・直接工事費の95%以上であること ・共通仮設費の80%以上であること ・現場管理費の75%以上であること ・一般管理費の50%以上であること ・その他、直接工事費における数量が 市設計と同じであること 等	低入札調査対象者の積算内訳について、 市設計における ・直接工事費の 75% 以上であること ・共通仮設費の 75% 以上であること ・現場管理費の75%以上であること ・一般管理費の50%以上であること ・その他、直接工事費における数量が 市設計と同じであること 等

《最低制限価格制度》

【現行】	【改正後】
予定価格(税抜き)の 83% ~ 92% の範囲内で定める	予定価格(税抜き)の 85% ~ 94% の範囲内で定める

※算定式については非公表

【工事関連業務委託】

最低制限価格制度における算定基準を改正します。この改正に伴う最低制限価格の設定範囲の変更はありません。

※算定式については非公表

○ 実施時期

平成31年4月1日以降に公告、指名通知、見積り依頼を行う案件に適用します。

2 総合評価落札方式の落札決定基準を改正します

○ 改正内容

総合評価落札方式による一般競争入札の評価値に係る技術評価点に、品質等確実点を追加し、評価値の算出方法を次のように改正します。

	品質等確実点	評価値の算出式
【現行】	—	評価値＝ 技術評価点（標準点＋加算点） ／入札価格×1,000,000
【改正後】	調査基準価格以上で入札を行った者 7点 調査基準価格未満で入札を行った者 0点	評価値＝ 技術評価点（標準点＋加算点＋ 品質等確実点 ） ／ 入札価格 *×1,000,000 ※調査基準価格未満の場合は調査基準価格

○ 実施時期

平成31年4月1日以降に総合評価落札方式により発注する案件に適用します。

3 建設工事における社会保険等加入対策を強化します

○ 実施内容

「山形市建設工事元請・下請関係の適正化指導指針」に、二次下請負以下の下請契約においても、原則として社会保険等加入業者に限定する旨の条文を追加します。

また、本市発注工事の「建設工事請負契約約款」に、落札業者に対し、契約締結後7日間以内に法定福利費が明示された請負代金内訳書の提出を義務付ける旨の規定を追加し、下請業者への適切な法定福利費の支払いが行われるよう、「山形市建設工事元請・下請関係の適正化指導指針」を改正します。

○ 実施時期

平成31年4月1日以降に本市との間で新たに請負契約を締結する工事に適用します。

4 建設現場の週休2日確保モデル工事を試行します

○ 実施内容

建設産業の就労環境改善に向けた取り組みとして、建設現場の週休2日確保モデル工事を、平成31年4月1日より一部の案件で試行します。受注者希望方式による発注とし、週休2日確保モデル工事であることを、入札公告・指名通知等に記載します。

【問い合わせ先】

まちづくり推進部 管理住宅課 工事契約係 TEL 023-641-1212(内線462・463)
上下水道部 総務課 契約係 TEL 023-645-1177(内線224・226)